

滋賀労働局職員【任期付任用職員】募集要項

民間企業等での業務の経験を有し、助成金や雇用保険等に関連する業務の実施に必要な能力等を有する方を募集します。

1 職種

滋賀労働局等の任期を定めた常勤職員

2 業務内容

都道府県労働局等における次の(1)から(3)の業務

- (1) 雇用関係助成金の支給業務及びその他関連する業務（不正受給対策業務含む）
- (2) 雇用保険の支給及び加入等に係る事務業務
- (3) その他付随する業務

3 募集人員

1名

4 応募資格

- (1) 以下の条件を満たす方

民間企業等での事務業務の経験を有し、助成金や雇用保険等に関連する業務の実施に必要な能力等を有する者。

- (2) 以下に該当する方は応募できません。

① 日本国籍を有しない方

② 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者

- ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分日から二年を経過しない者
- ・ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

④ 国家公務員法第81条の6（定年による退職）及び附則第8条に該当する方（令和8年度における定年年齢は62歳）

5 採用方法

選考による採用となります。

選考方法については、下記12を参照してください。

また、人事院規則8-12第42条第2項第1号の規定に基づく任期を定めた常勤の国家公務員としての採用となります。

なお、任期は令和9年3月末日までとなります。

6 採用日

令和8年4月1日（水）

7 勤務地 以下のいずれか

滋賀労働局職業安定部（滋賀県大津市打出浜 14-15）

滋賀労働局雇用保険電子申請事務センター（滋賀県大津市におの浜 1-1-18）

滋賀労働局助成金センター（滋賀県大津市打出浜 13-49 京都建物大津ビル4階）

8 勤務時間・休暇

勤務時間は1日7時間45分、原則として土・日曜日、祝日等の休日は休みです。

休暇には、年次休暇のほか病気休暇等があります。

9 身分及び待遇

身分は国家公務員であり、国家公務員法に基づく、分限、懲戒、守秘義務等の服務規定の適用を受けます。

俸給決定については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）が適用され、初任給を決める際には勤務経験等を考慮します。

当該俸給の他、条件によっては諸手当（扶養手当、住居手当、通勤手当等）が支給されます。

詳細は別紙「給与等について」を参考にしてください。

10 応募書類・応募方法

(1) 応募書類

① 履歴書

② 職務経歴書

履歴書及び職務経歴書については様式を問いません。

履歴書に写真を貼付のうえ、学歴、職歴（助成金や雇用保険等に関連する業務に従事した経験については詳細に記載してください）及び資格等の事項について記載してください。

(2) 応募方法

上記①及び②を封筒に同封し、封筒余白に赤字で「応募書類」と明記した上で、下記11の応募期限までに滋賀労働局総務部総務課人事係あて郵送（直接持参も可）してください。

なお、ハローワークで紹介を受けられた方は、紹介状を同封してください。

応募書類の送付先は下記13のとおりです。

※応募後の応募完了通知や受験票等の交付はありませんので、応募された方は下記12(1)第1次選考を確認の上、小論文試験を受験してください。

11 応募期限

令和8年2月4日（水）17時必着（郵送の場合は当日の消印有効）

直接持参される場合は、土・日曜日、祝日を除く月～金曜日の9時から17時の間に下記13へお持ちください。

12 選考方法

(1) 第1次選考

① 選考内容

職務経歴、小論文による書類審査

※ 職務経歴による経歴評定と小論文を評価し、第1次選考通過者を決定します。

【小論文試験】

- 日 時：令和8年2月6日（金）14時開始
入室時間は開始時間の20分前（13時40分～）
 - 場 所：滋賀労働局 6階共用会議室
 - 内 容：テーマは試験実施時に通知（解答用紙は労働局で準備します）
文字数は800字程度
試験時間は1時間
 - 携 行：筆記用具 時間管理のため腕時計等の持参をお勧めします。
※携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等通信機器の利用は認められません。
 - その他：マスクの着用可／原則、耳栓やイヤホンの使用は不可／試験中に物音や声を発する等他の受験者の受験を妨害するような行為、又は試験官が他の受験者の迷惑になると認めた場合は、退室を命じる可能性あり／原則、試験開始後の入室は不可
-
- ② 第1次選考試験通過者発表
令和8年2月12日（木）に郵便発送予定。
通過したか否かに關わらず全員に合否を通知します。
なお、不合格者の応募書類については、文書での合否通知と併せて返却します。

(2) 第2次選考

① 人物試験（個別面接）

人物試験による審査

試験日は令和8年2月18日（水）

（詳細な日時及び場所等については、第1次選考通過者あてに通知します。）

② 合格者発表

第2次選考日から7日以内に郵便発送予定。

合否に關わらず第2次選考の対象者に通知します。

なお、不合格者の応募書類については、文書での合否通知と併せて返却します。

13 応募等に関する照会先

滋賀労働局総務部総務課人事係 採用試験担当

郵便番号 520-0806

住 所 大津市打出浜14-15

電 話 077-522-6647

(別紙)

給与等について

- 1 給与は、一般職の職員の給与に関する法律が適用され、俸給（いわゆる基本給）及び諸手当が支給されます。俸給を決定する際には、採用前の勤務経験等が考慮されます（21万円～35万円程度。一般的な例）。
※在籍証明書等の提出が必要となります。提出されない場合は、その期間について加算されず、給与額が決定されます。)
- 2 条件に該当する場合には、次のような諸手当が支給されます。
扶養手当…扶養親族のある者に、子1人につき13,000円等
住居手当…借家等（賃貸のアパート等）に住んでいる者に、月額最高28,000円
通勤手当…交通機関を利用している者等に、運賃等相当額（1か月あたり最高150,000円）
期末手当・勤勉手当（いわゆるボーナス）…1年間に俸給等の約4.60か月分
（令和6年度実績）
- 3 60歳以上の方は、61歳年度から規定により俸給等が7割水準となります。